

# トラサポ通信

2022/6/1  
Vol.43



## 気になるニュース



4月23日北海道知床半島沖で観光船「KAZU1」が沈没し、いまだに話題になっています。国交省が特別監査に入り、旅客不定期航路事業許可を取消す方向で進んでいます。6月14日に聴聞予定です。陸と海の違いがありますが、運航管理者「うんこうかんりしゃ」同じ音の管理者が注目を浴びてしまいました。このような事故があるとどうしても周辺の許可事業についてもコンプライアンスが厳しくなってくる傾向があります。運行管理者試験がますます難しくなるでしょうか、車両の日常点検でしょうか、対面点呼のチェック内容でしょうか、運転者教育でしょうか。心構えをしておきましょう。



## ドライバー教育道場



年間12項目の教育内容をほんの少しずつ掲載していきます。今回はトラック運送事業と関係法令についてです。

交通違反・事故を起こしたドライバーは刑事責任、民事責任、行政処分が課せられる可能性があります。例えばアルコールの影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行させて人を負傷させると刑事責任として「危険運転致死傷罪」が適用され、15年以下の懲役となり、死亡事故になると1年以上の有期懲役となります。民事責任としては損害賠償請求を受けます。行政処分としては運転免許の停止や取消等。その上、当然会社に監査が入る可能性もあり、監査が入ればトラックが止められ多額の損失になります。一瞬で沢山のものが失われます。



### 【コラム】

もうすぐ梅雨に入りますね。南東北の梅雨入りは6月5日から19日ぐらいだそうです。これから2ヶ月程雨が続くと思うと、少し気が滅入ります。雨の日はスリップ事故が多発しやすくなります。視界も悪くなるので運転はより注意が必要です！

### 【発行者】

〒991-0013

山形県寒河江市高田 3 丁目 93-1

行政書士佐藤洋文事務所

電話 0237-85-2155 FAX 0237-85-3334

メール sato@satogyosei-office.com